## 八尾市職員の退職手当に関する条例の一部改正 新旧対照表

現 行

改正案

第1条~第9条の2 略

(失業者の退職手当)

第10条 略

2~10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)~(3) 略

(4) <u>職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) 略

12・13 略

- 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、 当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
  - (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当 する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日 数
  - (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当 する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定に より基本手当を支給したものとみなされる日数 に相当する日数

15~17 略

第11条~第14条 略

附則

1~10 略

11 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する 第10条第10項の規定の適用については、同項中 「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則 第5条」と、同項第2号中 第1条~第9条の2 略

(失業者の退職手当)

第10条 略

2~10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)~(3) 略

(4) <u>安定した職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条 の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当 する金額

(5) • (6) 略

12・13 略

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

15~17 略 第11条~第14条 略

附則

1~10 略

11 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する 第10条第10項の規定の適用については、同項中 「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則 第5条」と、同項第2号中 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

## とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)」

とする。 12~25 略 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

## とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)」

とする。

12~25 略